午後３時　開会

〇議長（我孫子洋昌君）　ただいまから、休会を解き、令和５年下川町議会定例会を再開し、11 月臨時会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の７人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〇議長（我孫子洋昌君）　日程第１　「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第 123 条の規定により、3 番　小原仁興 議員及び 4 番　中田豪之助 議員を指名いたします。

〇議長（我孫子洋昌君）　日程第２　「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

大西　功　議会運営委員長。

〇議会運営委員長（大西　功君）　令和 5 年下川町議会定例会 11 月臨時会議の運営について、本日開催いたしました議会運営委員会の審議結果を御報告いたします。

本日は、11 月臨時会議に提案されます議案等の審議要領等について審議を行いました。

11 月臨時会議の提案事項については、町長提案が 6 件で、内容は、行政報告 1 件、条例改正 1 件、一般議案 1 件、補正予算 2 件、専決処分 1 件でありました。

また、議会提案は 1 件で、内容は委員会報告 1 件であります。

これらの状況を考慮し、11 月臨時会議の本会議については、本日 1 日とすることといたしました。

次に、提案議案等の審議要領等についてでありますが、本日提案される町長提案 6 件、議会提案 1 件、合わせて 7 件につきましては、いずれも本会議において報告、審議を行うことにいたしました。

以上、議会運営委員会における審査結果報告といたします。

〇議長（我孫子洋昌君）　ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、11 月臨時会議の審議を要する期間について、本日 1 日限りとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（我孫子洋昌君）　異議なしと認め、11 月臨時会議の本会議の審議を要する期間は、本日 1 日限りとします。

以上で委員会報告を終わります。

〇議長（我孫子洋昌君）　日程第３　「諸般の報告」を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。
以上で諸般の報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君）　日程第4　「行政報告」を行います。
町長。

○町長（田村泰司君）　行政報告を述べさせていただく前に、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

11月臨時会議の御案内をさせていただいたところ、大変御多用中にも関わらず、全員の御出席を賜りましたことに、心から感謝申し上げます。

本臨時会議で私から提案いたします案件は、条例1件、工事請負契約の変更1件、補正予算2件、専決処分の報告1件のほか、行政報告1件でございます。提案内容につきましては、それぞれ提案時に申し上げますので、よろしく御審議の上、御協賛賜りたくお願い申し上げます。

さきの臨時会議で、職員の不祥事に係る懲戒処分等について報告させていただきましたが、その再発防止策について行政報告を述べさせていただきます。

下川町立特別養護老人ホーム「あけぼの園」における虐待行為等に関する再発防止策について、御報告申し上げます。

去る10月13日に開催された10月臨時会議において、あけぼの園における虐待行為及び不適切行為に関し、職員の懲戒処分を御報告いたしましたが、本件に関しましては、介護保険法に基づく改善勧告も受けておりましたので、再発防止に向けた改善措置を御報告いたします。

改善内容につきましては、1点目として、入所者ケア・認知症対応・倫理・法令遵守等の研修を計画的に実施するとともに、虐待防止委員会での検討を継続し、職員全体会議研修で意識啓発を進めております。

2点目として、虐待対応指針及びマニュアルの整備を行い、職員への周知徹底を図るとともに、職員相互の監視けん制体制を取るよう、周知を行っております。

3点目として、会議を通し、利用者情報及びサービスに必要な情報を共有するとともに、会議欠席者への引継ぎ及び会議録等での確認を徹底し、職員間連携を密にして情報共有体制の強化を進めております。

4点目として、業務量に見合った人員の確保、人員状況に合わせた入所受入人数を調整するとともに、見守りカメラの全室設置など、労働環境、施設環境の整備を進めております。

以上の内容について、10月30日に本町保健福祉課及び上川総合振興局によるモニタリングを受け、不備等がなかったことを確認しておりますが、根絶に向けて一層の推進を図ってまいります。

あけぼの園は、本町の介護需要に応じる中核的な施設であり、このたびの虐待行為等は、本町の介護サービスへの信頼を根本から揺るがす重大な問題であることから、再発防止に向けた改善措置を御報告するとともに、今後とも真摯に向き合い、誠実に取り組んでまいりますので、議員各位、住民の皆さまの御理解を賜りますようお願い申し上げ、

行政報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君）　以上で行政報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君）　日程第5　議案第26号「下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
　本案について、提案理由の説明を求めます。
　町長。

○町長（田村泰司君）　議案第26号　下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。
　本案は、町長、副町長及び教育長の給料月額について、減額をするものであります。
　改正の内容は、11月分の給料を、町長は15%減額、副町長及び教育長は5%減額するものとし、町長の給料につきましては、現行の73万円を62万500円に、副町長の給料につきましては、現行の58万4,000円を55万4,800円に、教育長の給料につきましては、現行の54万7,000円を51万9,650円とするものです。
　この給料月額の減額につきましては、去る10月13日に開催されました10月臨時会議において、行政報告で述べさせていただいた「教育委員会が所管する公用車の無車検車運転」並びに「あけぼの園における虐待行為及び不適切行為」に係る職員の不祥事につきまして、理事者の管理監督責任を明確にするものでございます。なお、本条例の提案に当たって、下川町特別職報酬等審議会へ改正内容の諮問を行い、10月25日に妥当である旨の答申をいただいたところであります。
　今後、このような行為等が起こらないよう、職員の指導及び管理監督を徹底することを申し上げ、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君）　ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。
　質疑ありませんか。
　6番　斉藤議員。

○6番（斉藤好信君）　ただいま町長から、監督不行届きの責任を取られて、減給措置ということでありました。私は、そういう責任を取ることを町民に表明することは大事ですけども、今後、どのような措置を取っていくかが大事だと。
　先ほど、行政報告で4点にわたって今後の方針を述べられましたけども、うちの町は長年にわたって介護職、それから医療従事者を含めた施設の担い手の確保というのが…これが本当に大きな課題が続いております。
　その中で、特に介護職員を採用する中で、人物等の事に関して、やはり慎重にしていくべきじゃないかと思うんです。ただし、本当にですね…ここをあまりにも重視すると、また担い手が確保できない。それから、人員確保を重視すると、今回のような事件を起

こすような方を入れてしまうこともあるでしょう。それと併せてですね、職員の確保がなかなか進まなければ、労働環境が悪くなれば職員に負担がかかる、職員に負担がかかればストレスも溜まるでしょう、それが一種の捌け口として、どうしても親身になって利用者と向き合うことがなかなか厳しい。そこを含めてですね、先ほど行政報告にあったことでありますけども、今後ですね、入所定員のことも検討課題に上ってくるのかどうかということなんですね。これはここだけの施設の問題じゃなくて、ほかの施設の事も同じでしょうけども、併せてですね、人員確保と入所施設の今後の方針などを是非お聞きしたいと思います。

〇議長（我孫子洋昌君）　答弁を求めます。
　市田副町長。

〇副町長（市田尚之君）　ただいまの斉藤議員の質問にお答えしたいと思います。
　人員確保につきましては、既に免職なり退職の方が多数おりますので、そこにつきましては今後も人員確保には努めてまいりたいと思います。そうした上で、今回の事を踏まえまして、採用に当たりましては、履歴書と面接…こういったところの審査の強化を図ってまいりたいと、そのように考えてございます。
　入所の関係につきましては、ただいま申し上げたとおり、人員の確保…これに伴いまして、やはり制限というのも視野に入れていった運営をしていかなければいけないと、そのように考えてございます。

〇議長（我孫子洋昌君）　6 番　斉藤議員。

〇6 番（斉藤好信君）　当然ですね、施設の責任者は置いてありますけども、やはり労働環境に関しては、これは副町長の担当だと思うんですね。そこを今後もですね、今までどおりやっていれば、やはり施設との密接な共有ができないと思うんで、そこを十分これからもやりながら、労働環境、それから担い手確保という両面にわたって、本当に厳しい課題ですけども、是非やっていただきたいと思います。特にあけぼの園に関しては、待機者が相当おられますので、そのへんも高齢者にとっては非常に心配事で残っていると思うんですね。
　それから、先ほどあえて言いませんでしたけども、やっぱり町民の方はですね「またか」と、この「またか」というのは非常に重たいと思うんですね、この不祥事に関しては。先ほど町長の行政報告がありましたけども、それを…どうやって具体化して、きちっと実行していくのか、ここが一番大事だと思うので、それを含めて答弁があったら…無ければ先ほどの行政報告で結構です。

〇議長（我孫子洋昌君）　答弁を求めます。
　町長。

〇町長（田村泰司君）　非常に重大な事件ということで、私も大きなショックを受けて

いるところでありますけれども、園内の会議等で、私があけぼの園の職員に望むこと、踏まえてほしいことについても、会議で訓示をさせていただきながら、思いをできるだけ伝えたいということで、その機会にお話をさせていただいたところであります。
　やはり、先ほどもお話がありましたけれども、人員確保は非常に難しい問題になってきつつあります。その中で、やはり働いていただける方に、入所者に対するいろいろなケア、それからケアに当たっての倫理、いわゆる仕事に対する気持ちですね、そのあたりをきちっと踏まえてほしいというお話もさせていただいたところでありますし、やはりお互いに仕事の中できちっと話ができる環境にもしなければならないというふうにも思ってますので、そのあたりのところも園長中心にですね、いろいろな取り組みをしていただいておりますけれども、私もそういったお話を機会があれば園に行って、お話をさせていただきたいと思っておりますし、あとは見守りカメラも含めてですね、監視体制も含めて、施設の環境整備ですとか、最後やはり労働環境ということで、きちんとした体制が取れるように、職員の採用についても今後進めてまいりたいと思ってますけれども、やはり働く上で思いがきちっと伝わらなければ、またこういった状況にも陥る可能性もありますので、そういったところも踏まえた上で働いていただけるよう、私からも職員の方にお伝えしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（我孫子洋昌君）　ほかに質疑はありませんか。
　4 番　中田議員。

○4 番（中田豪之助君）　町長の給料 15％減額というのは、「またか…」という同僚議員の言葉もありましたけれども、不祥事についての町長の決意ということと私は認識しております。その根拠として、特別職報酬等審議会に諮問したということですが、この審議会は何名の方が委員で、10 月 25 日のところでは何名の方が出席だったのか、また、妥当という答申ですけれども、それ以外に何かコメントがあったらお示しください。

○議長（我孫子洋昌君）　答弁を求めます。
　山本総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君）　お答えいたします。特別職報酬等審議会委員の人数は、7 名でございまして、全員の出席で開催してございます。
　この議論の中で、2 件の不祥事など、御説明をさせていただく中でですね、「再発防止に努めていただきたい」、また、公用車の件も含めてですね、「職員に徹底をしてほしい」というお声をお聞きしてございます。

○議長（我孫子洋昌君）　ほかに質疑はありませんか。
　1 番　桜木議員。

○1 番（桜木　誠君）　今ほど田村町長から、教育委員会が所管する公用車の無車検運転の関係ですね、それと、あけぼの園における虐待行為、これらの行為に関する理事者

の監督責任として、給料の減額の提案がございました。
　先ほどの斉藤議員とも若干重複する部分があるんですが、行政報告の中では４点ほど…研修を計画的に実施する、虐待対応指針及びマニュアルの整備、職員相互の監視けん制体制、情報の共有体制、あとは先ほどから話が出てた…労働環境の改善など、そういうものが行政報告の中で話はされましたが、一番大事なところは防止しないために一過性にならないように、そこを強くお願いするものでございます。
　今回は、教育委員会の無車検とあけぼの園の虐待行為に限られておりますが、それ以外でも…職員の皆さんも多分…この放送は聞こえていると思いますので、しっかり気を引き締めてやっていただければと思います。これは私からのお願いです。以上です。

○議長（我孫子洋昌君）　特に答弁は…いいですか…はい分かりました。
　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君）　これで質疑を終わります。
　これから討論に入ります。
　まず、原案に反対者の発言を許します。

（な　し）

○議長（我孫子洋昌君）　ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な　し）

○議長（我孫子洋昌君）　討論なしと認めます。
　これから、議案第26号を採決します。
　本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君）　全員起立です。
　したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君）　日程第６　議案第27号「議会の議決に付すべき工事請負契約の変更について」を議題といたします。
　本案について、提案理由の説明を求めます。
　町長。

○町長（田村泰司君）　議案第27号　議会の議決に付すべき工事請負契約の変更につい

て、提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年下川町議会定例会7月臨時会議において、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決いただき、同年11月第2回臨時会議で工事請負契約の変更の議決をいただきました「下川浄水場建設工事」につきまして、再度、工事請負金額を変更する必要があることから、議会の議決を求めるものであります。

工事請負金額変更の概要につきましては、本工事において、昨今の賃金水準等の急激な変動による物価高騰の影響により、令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価が、旧労務単価と比較しまして、全職種単純平均で 5.2%上昇したことに伴い、労務単価及び建設資材等の価格が当初設計と乖離しているため、工事価格を賃金等の急激な変動に対応した適正価格に変更する必要があることから、工事請負契約書第 25 条第 6 項の規定に基づく、インフレスライド条項を適用し、工事請負金額を増額するものであります。

契約金額につきましては、現工事請負金額の 13 億 5,245 万 2,200 円から 5,769 万 1,700 円を増額し、14 億 1,014 万 3,900 円とするものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君）　ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君）　質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な　し）

○議長（我孫子洋昌君）　ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な　し）

○議長（我孫子洋昌君）　討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君）　全員起立です。
したがって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君）　日程第 7　議案第 28 号「令和 5 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（田村泰司君）　議案第 28 号　令和 5 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。
本案は、令和 5 年度下川町簡易水道事業特別会計の第 3 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 500 万円を追加し、総額を 15 億 2,885 万円とするものであります。
補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、管理費で、一の橋浄水場浄水濁度計の故障により、修繕に係る経費を増額計上するほか、桑の沢配水池配水流量計の故障により、取替工事に係る経費を増額計上しております。
また、総務費では、全体の財源調整として積立金を減額計上しております。
歳入におきましては、工事請負費の補正に伴い、町債を増額計上しております。
第 2 条の繰越明許費につきましては、配給水施設維持管理事業において、桑の沢配水池配水流量計取替工事に必要な半導体を使用する配水流量計が、今年度中に納品されることが困難であり、本工事が 3 月末日までに完成しないことから、工事請負費を繰越明許費として予算に定め、執行するものでございます。
第 3 条の地方債の補正につきましては、工事請負費の補正に伴う変更となっております。
以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君）　齋藤建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤英夫君）　それでは私から、議案第 28 号　令和 5 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の概要につきまして、議案第 28 号説明資料に基づき、御説明申し上げます。
議案第 28 号説明資料を御覧ください。
補正要因といたしましては、現浄水施設及び配給水施設の機器故障による工事請負費等の補正でございます。
まず、歳出につきましては、簡易水道施設基金積立金 99 万円の減額でございますが、こちらは、次に御説明いたします修繕費に伴う財源調整に伴う減額でございます。積立金を 99 万円減額することでございます。
次に、管理費でございますが、一の橋浄水場維持管理事業といたしまして 99 万円の増

額となってございまして、一の橋浄水場の濁度計…こちら9月に発生いたしました大雨による落雷によるもので、濁度計が壊れまして、それに伴う修繕費でございます。99万円を増額させていただいているところでございます。

次に、配給水施設維持管理事業500万円増額させていただいておりますが、こちらにつきましても、桑の沢配水池配水流量計故障による取替工事に伴う増額ということで、桑の沢配水池の流量計の取替工事として500万円増額計上させていただいております。

こちらにつきましても、9月の大雨時の時の落雷による故障と思われるものでございまして、今回、流量計を取り替える次第でございます。今回、予算の計上をさせていただいたのは、町長からも御説明がありましたとおり、流量計につきましては、発注してから組み立てるということになっておりまして、現時点で各種半導体等がなかなか確保することが難しく、発注から流量計を製作するということで、今年度中がなかなか難しいということで、今回、繰越明許費としてあらかじめ計上させていただいているところでございます。

次に、歳入についてでございますが、こちらにつきましては、簡易水道事業債ということで、今回の工事費に伴います事業債ということで500万円を増額計上させていただいております。

以上で補正予算の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君）　ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君）　質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な　し）

○議長（我孫子洋昌君）　ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な　し）

○議長（我孫子洋昌君）　討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君）　全員起立です。
　したがって、議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君）　日程第 8　議案第 29 号「令和 5 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。
　本案について、提案理由の説明を求めます。
　町長。

○町長（田村泰司君）　議案第 29 号　令和 5 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。
　本案は、令和 5 年度介護保険特別会計の第 3 回目の補正予算でありまして、介護サービス事業勘定で歳入歳出それぞれ 200 万円を追加し、総額を 3 億 5,100 万円とするものであります。
　補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費で、昨年度導入いたしました、施設内見守りセンサーの増設に伴うもので、備品購入費を増額計上するものです。
　先般、あけぼの園内で生じた虐待行為及び不適切行為を受け、再発防止に向けた施設環境面の整備として、全居室への見守りカメラを設置するものであり、職員の不適切行為に対しての抑止力、事故発生時の詳細状況把握、職員の接遇の正当性の証明等で効果が期待されるものです。
　歳入につきましては、基金繰入金を増額計上しております。
　以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、園長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君）　遠藤あけぼの園長。

○あけぼの園長（遠藤智康君）　それでは私の方から、議案第 29 号の詳細内容等について、御説明をさせていただきます
　先般、あけぼの園内で生じました、介護職員による入所者への虐待行為及び不適切行為は、入所者並びにその御家族への多大なる心身上の苦痛を与えてしまっただけでなく、町民の皆さまに対しましても、施設介護サービスに対しての大きな不安感、不信感を与えてしまい、本町の介護サービスへの信頼を根本から揺るがした非常に重大な問題であると捉えており、施設として深く反省をしているところでございます。多大な御心配と御迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。二度とこのようなことが繰り返されないように改善計画を作成し、虐待防止に向けた指針及びマニュアルの整備、職員研修による個々職員の意識啓発、設備環境の整備など、再発防止に向けて取り組みを進めているところでございます。
　今回の補正予算につきましては、昨年度、施設内見守りシステムの導入により、見守りカメラをホールに 6 台と居室 9 室に設置をさせていただき、年次で増設を進めていくことを計画しておりましたが、今回の件を受け、早急な整備が必要であるとの判断に至

り、未設置であった16室への見守りカメラの増設を進め、全居室25室への設置を図っていくものであります。
見守りカメラの設置により期待される効果として、「介護職員が常に自分自身の接遇が他者に確認されているという意識から、不適切な関わりに対する抑止力としての効果」、「入所者の事故などが発生した場合に、詳細状況を確認したり、しっかりとした原因の究明につなげ、事故の再発を防いでいく効果」、「職員に何らかの嫌疑が生じた場合に、接遇の正当性を証明するなどの効果」に期待がされるものであります。
設置に関わる費用としまして、カメラ本体に関わる費用が100万円、取付け等に関わる費用が100万円として、計200万円を増額計上させていただいているところでございます。
施設環境面での整備に併せて、職員の教育育成、意識の啓発を含めた再発防止に向けた改善計画を厳粛に取り進め、介護サービスのあり方に真摯に向き合い、誠実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆さまの御理解と御協賛を賜りますようお願い申し上げまして、担当課からの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇議長（我孫子洋昌君）　ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
2番　奥崎議員。

〇2番（奥崎裕子君）　見守りカメラが全居室へ設置されるということだったんですが、このカメラは、入所されている方の御家族が自由に入所されている方を見ることもできるというカメラなんでしょうか。

〇議長（我孫子洋昌君）　答弁を求めます。
遠藤あけぼの園長。

〇あけぼの園長（遠藤智康君）　ただいま御質問ありました、御家族も確認できるものかどうかということでございますが、全居室で設置ということで、時間でですね…御家族からの申し出がありましたら、その時間での確認はできるような内容になっております。

〇議長（我孫子洋昌君）　ほかに質疑はありませんか。
3番　小原議員。

〇3番（小原仁興君）　奥崎議員の質問に重ねる質問になりますけど、その録画した時間は、どの程度の時間…録画されるものなのか、未来永劫ずっと保存されるものなのか、録画される保存の時間、分かれば教えてください。

〇議長（我孫子洋昌君）　答弁を求めます。

遠藤あけぼの園長。

〇あけぼの園長（遠藤智康君）　ただいま小原議員から御質問ありました、録画時間の関係でございますが、ただいま設置させていただいているものにつきましては、最長で2週間ということになっております。2週間経過しますと、古いものから順に上書きされていくような形になっております。ただですね、ちょっと状況等を把握させていただくのに、2 週間という期間が…時間的には若干短い部分もあろうかなというようなところで、今後、その時間等についても…長い時間録画できるような形だったり、その部分につきましては、いろいろと機器の増設等が必要になる部分がございますので、まず設置させていただいて、現行で確認をさせていただいて、今設置させていただいた内容については、定期的に内容の方を確認させていただくような形で対応は進めていきたいなと考えております。

〇議長（我孫子洋昌君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（我孫子洋昌君）　質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な　し）

〇議長（我孫子洋昌君）　ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な　し）

〇議長（我孫子洋昌君）　討論なしと認めます。
これから、議案第 29 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

〇議長（我孫子洋昌君）　全員起立です。
したがって、議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

〇議長（我孫子洋昌君）　日程第 9　報告第 9 号「専決処分（第 4 号）の報告について」を議題といたします。
本案について、報告を求めます。
町長。

○町長（田村泰司君）　報告第９号　専決処分（第４号）の報告について、御報告申し上げます。

本件は、令和４年下川町議会定例会６月定例会議において、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議決された「下川浄水場造成整備等工事」の工事請負契約について、設計変更に伴う工事請負金額変更の必要があることから、地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、専決処分を行ったものであります。

設計変更及び工事請負金額変更の理由につきましては、本工事におきまして使用する切込砕石について、再生材の調達困難による新材への変更や、場内の排水不良が原因で作業効率が低下することから、排水機能を確保するために必要な素掘側溝の施工を追加しております。

また、取水ポンプ室前の既設配管が、老朽化の影響でねじれが生じ、新設配管との接続が困難であり、既設管の取替が必要になったことから、それらの経費に対応するため、設計変更を行い、工事請負金額を増額したものであります。

契約金額につきましては、当初の 1 億 4,003 万円から 129 万 300 円を増額し、1 億 4,132 万 300 円に変更しております。

以上申し上げまして、専決処分の報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君）　以上で報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君）　以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和５年下川町議会定例会 11 月臨時会議を閉会いたします。

午後３時４５分　閉会

○議長（我孫子洋昌君）　町長から申し出により挨拶があります。

○町長（田村泰司君）　臨時会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、今臨時会議におきまして、大変御多用の中、全員の御出席を賜り、提案させていただいた議案についてお認めいただいたことに、深く感謝を申し上げる次第でございます。審議中にいただいた御示唆、御意見を十分に踏まえて、今後の行政運営、事業執行、そして施設運営に適正に対応するよう、職員に徹底してまいりたいと思います。

また、行政報告にて申し上げましたが、施設内において、研修等により職員の意識改革を図るとともに、職員の指導及び管理監督の徹底などを図り、再発防止に向けた取り組みを進めてまいります。利用者の皆さまに寄り添った介護に努め、今後このようなことがないよう誠実に取り組んでまいりますので、議員の皆さま、町民の皆さまの御理解

と御協力をお願い申し上げます。
　本日は誠にありがとうございました。

○議長（我孫子洋昌君）　本日は、以上をもって散会とします。お疲れさまでした。